

第1章 長寿安心プランの趣旨

第1節 計画策定の趣旨と位置付け

1 計画策定の趣旨

我が国の総人口に占める65歳以上の高齢者の割合（高齢化率）は、1994年（平成6年）には、「高齢社会」といわれる14%を超えています。2023年（令和5年）6月現在では29%（総務省統計局人口推計）を超えており、国民の3.4人に1人が65歳以上の高齢者、6.3人に1人が75歳以上という「本格的な高齢社会」となっています。高齢化率は今後も上昇を続け、「団塊ジュニア」といわれる世代が65歳以上となる2040年には、国民の2.9人に1人が65歳以上という、極めて高齢化が進んだ社会となることが予想されています。また、高齢化の進展に伴って認知症高齢者の数も増加し、2012年（平成24年）時点で全国に462万人いるとされている認知症高齢者が、2025年には700万人に達し、2040年には900万人を上回ると推計されています。

本市においても、2000年（平成12年）の介護保険制度スタート時には16%であった高齢化率が、2023年6月現在では27%（住民基本台帳人口）を超えており、全国平均を下回っているものの、高齢者人口は年々増加傾向にあります。

このような諸外国に例をみないスピードで進行する高齢化に対応するため、国はこれまで「地域包括ケアシステム」の深化・推進を進めているところであり、2024年度（令和6年度）からの介護保険制度の改正においては、制度の持続可能性の確保や介護予防支援の指定対象拡大、介護サービス事業所における医療連携の強化などが図られています。

一方、本市においては、2014年（平成26年）、本市の地域性を踏まえた地域包括ケアシステムの構築を目指し、2025年を見据えた基本的な施策のあり方を整理した「金沢市地域包括ケアシステム推進基本構想」を策定しており、2021年（令和3年）にはその長期的取組を盛り込んだ老人福祉計画・介護保険事業計画である「長寿安心プラン2021」を策定しました。この計画においては、高齢者のニーズや状態の変化に応じて必要なサービスを切れ目なく提供する「地域包括ケア」を推進するため、「多様な住まいの確保」、「介護サービス・在宅医療の提供体制の充実」、「生活支援・介護予防の提供体制の充実」、「高齢者の社会参加の促進」、「認知症の方を支える体制の充実」、「高齢者を支える重層的ネットワーク体制の構築」及び「市民への適切な情報提供と市民参加の促進」の7項目を施策目標として掲げ、各種の高齢者福祉施策に取り組んできました。

このたび、「長寿安心プラン2021」の計画期間（2021年度（令和3年度）～2023年度（令和5年度））が満了することから、これまでの計画を検証するとともに、介護保険の制度改正及び「金沢市地域包括ケアシステム推進基本構想」の内容等を踏まえ、計画を見直し、本計画「長寿安心プラン2024」を策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、老人福祉法及び介護保険法の規定に基づき、その内容を定め、老人福祉計画と介護保険事業計画を一体的に策定しています。

(1) 老人福祉計画と介護保険事業計画の関係

老人福祉計画は、健康な高齢者、生活支援を必要とする高齢者、介護を必要とする高齢者等の本市の全ての高齢者に関する政策全般を定めています。

介護保険事業計画は、介護を必要とする高齢者を対象とした介護保険サービスの必要量や、地域における自立した日常生活を支援するための総合的な施策などを実施する地域支援事業の必要量など、介護保険事業の円滑な実施に関する事項を定めています。

本計画は、老人福祉計画と介護保険事業計画を一体のものとして策定しており、健康づくり、介護予防、認知症施策、生活支援、介護など、高齢者の生活全体を支える事項を定めた総合計画です。

(2) 上位計画等との関連

本計画は、本市の都市像「未来を拓く世界の共創文化都市・金沢」を踏まえ、その実現へ向けた行動計画である「未来共創計画」や地域共生社会の実現に向けた「金沢市地域福祉計画」を上位計画として位置付けるとともに、「金沢市地域包括ケアシステム推進基本構想」（2025年に満了）を踏まえ、「金沢健康プラン」や「金沢市住生活基本計画」、「ノーマライゼーションプラン金沢」、「金沢市障害福祉計画」、「金沢市地域防災計画」、「金沢市新型インフルエンザ等対策行動計画」とも調和を図り策定しました。

また、本市を含む広域的な計画である「石川県老人福祉計画」及び「石川県介護保険事業支援計画」とも整合性を持つものです。（図1）

第2節 計画の期間と見直し

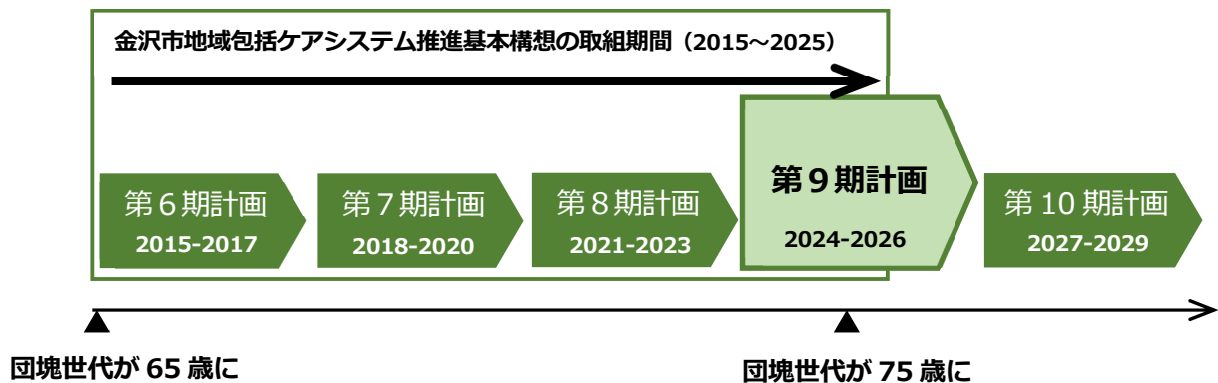
1 計画の期間

第9期の計画期間は、2024年度（令和6年度）から2026年度（令和8年度）までの3年間です。

2 計画の見直し

計画は3年ごとに、社会情勢や市民の意識等の変化に対応するため見直すこととされており、計画の達成状況の点検や事業の実施状況の評価を行い、計画の見直しを行います。

次期の見直しは2026年度末までに行い、2027年度から2029年度までの第10期計画を策定する予定です。



第3節 計画策定の経緯と計画推進体制

1 計画策定の経緯

2000年（平成12年）7月、被保険者をはじめ介護に関する知識経験を持つ方、事業者、各種団体の代表からなる金沢市介護保険運営協議会が設置されました。

第9期事業計画の策定に当たっては、金沢市介護保険運営協議会のもとに2023年（令和5年）2月に、委員9名からなる長寿安心プランワーキングチーム（作業部会）を結成し、検討を進めてきました。

検討に当たっては、高齢者を取り巻く現状と介護サービスの利用状況を把握するとともに、「長寿安心プラン2021」の施策目標に対する具体的取組の評価を行いました。また、2022年度（令和4年度）には、本市在住の65歳以上の方13,000人を対象に「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を行い、高齢者の日常生活や健康状態を調査することで、運動機能などが低下し要介護状態となるリスク要因の分析や、日常生活圏域ごとの地域課題の特徴を把握しました。併せて、「在宅介護実態調査」及び「介護労働実態調査」を実施し、要介護者の在宅生活の継続や介護人材確保の取組の推進へ向けた現状の把握を行いました。さらに、市民フォーラムの開催やWebアンケートの実施、骨子案に関する

動画配信等の情報発信を行い、骨子案のパブリックコメント以外にも市民の方々への情報提供や意見聴取に努めてきました。

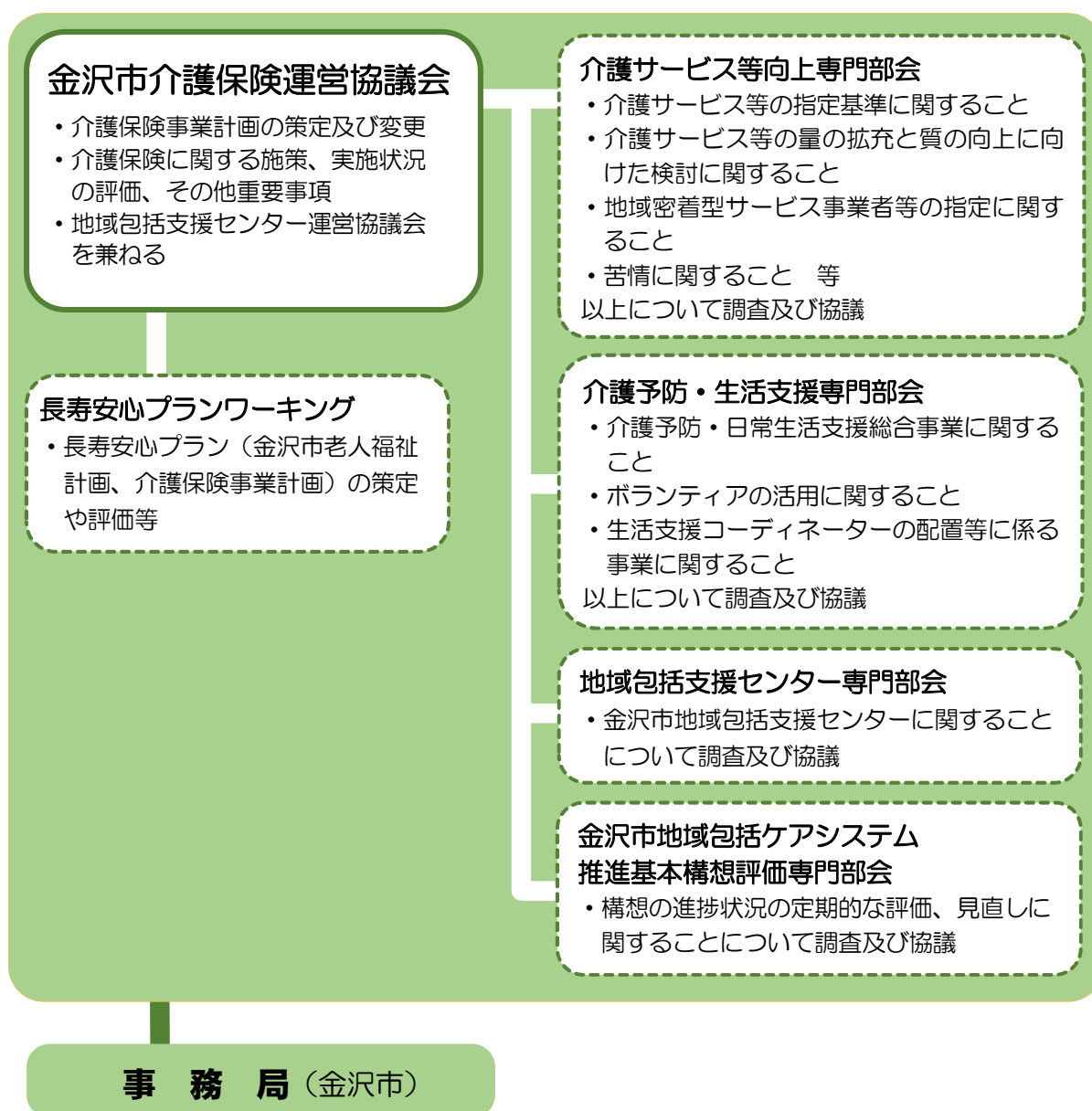
このように検討を重ね、第8期事業計画における現状と課題、そして、介護保険の制度改正及び「金沢市地域包括ケアシステム推進基本構想」の内容や市民の方々のご意見を踏まえ、今後の方策を打ち出し「長寿安心プラン2024」を策定しました。

2 計画推進体制

第9期事業計画の推進に当たっては、引き続き金沢市介護保険運営協議会で施策等の実施状況や介護保険制度全般にわたる重要事項について、十分な調査、審議を行い、市民の方々との協働に努めていきます。

また、金沢市介護保険運営協議会には、専門部会が設置されています（図2）。介護サービス等向上専門部会は、介護サービス等の指定基準、介護サービス等の量の拡充と質の向上に向けた検討、地域密着型サービス事業者等の指定に関する事等について調査及び協議を行っています。その他、介護予防・生活支援専門部会は、介護予防・日常生活支援総合事業に関する事や、生活支援コーディネーターの配置等に係る事業に関する事について、地域包括支援センター専門部会は、地域包括支援センターに関する事について、金沢市地域包括ケアシステム推進基本構想評価専門部会は、構想の進捗状況の定期的な評価、見直しに関する事について調査及び協議を行っています。

■図2 計画策定・推進体制図



3 進捗管理

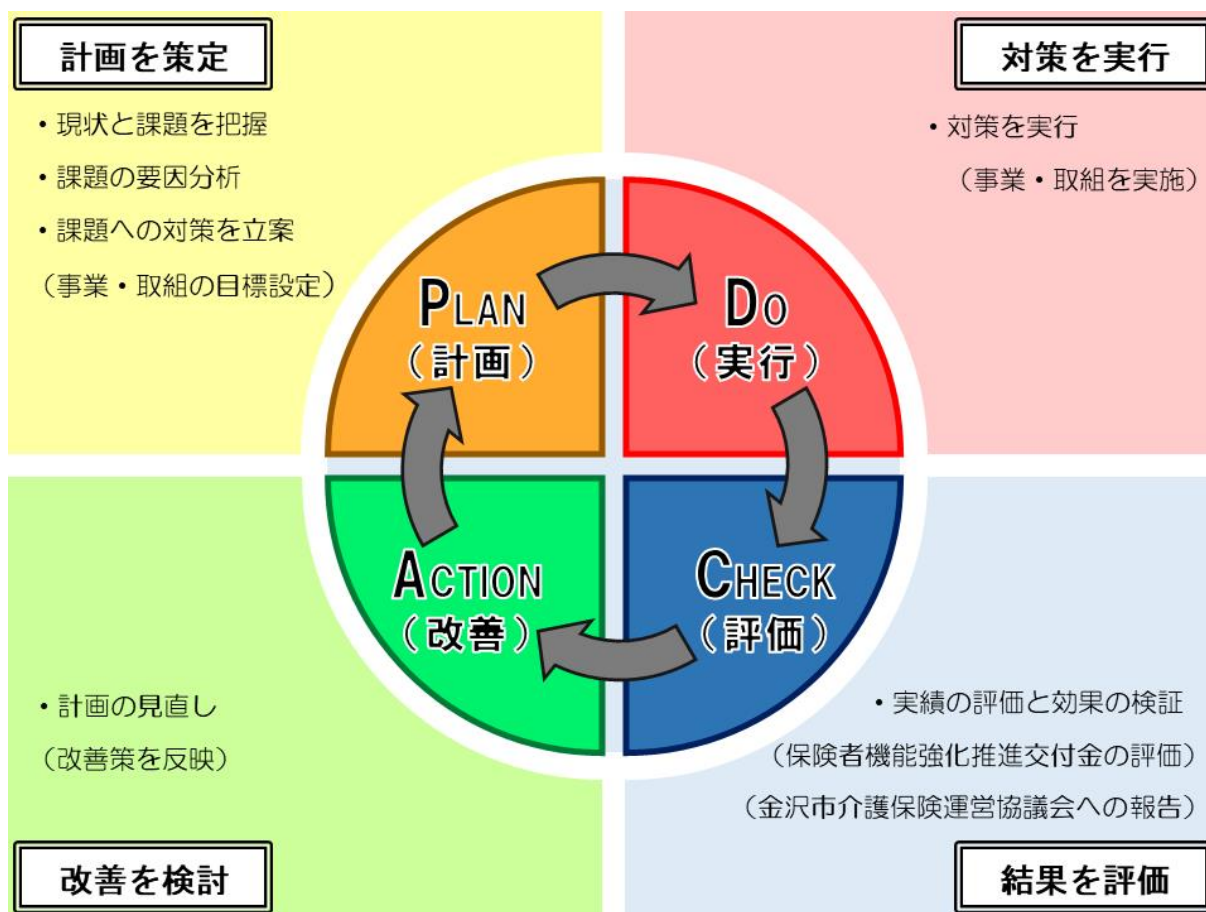
計画の推進に当たっては、計画を効果的かつ実効性のあるものとするため、PDCAサイクルによる進捗管理を行っていく必要があります。

そこで、毎年担当部局において、個々の事業の実施状況を自己点検するとともに評価を実施し、改善を図っていきます。評価結果については、金沢市介護保険運営協議会に報告し、客観的視点からの改善も図ります。

また、社会状況の変化や国の制度改正等に柔軟に対応し、必要に応じて目標等の見直しに努めていきます。

さらに、保険者機能強化推進交付金や介護保険保険者努力支援交付金の指標も活用して、事業の評価、改善を図っていきます。（図3）

■図3 PDCAサイクルを活用した進捗管理



第4節 日常生活圏域

1 日常生活圏域の設定

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、身近な生活圏域で様々なサービスを利用できる基盤整備が必要です。そのため、「長寿安心プラン」では、「日常生活圏域」という身近な生活圏域を単位として、その地域の特性やニーズに応じたサービス必要量を見込み、サービス基盤整備を行っています。

日常生活圏域は、①地理的条件、②人口規模と高齢化率、③交通事情、④その他社会的条件など地域の特性やニーズを考慮して、本計画で設定しています。

本市では、古くからのコミュニティ活動が根づいており、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、町会、婦人会等の地域活動は、小学校区を一地区と考える「校下」という考え方に基づいて実施されています。本計画の上位計画である「金沢市地域福祉計画」における「地域」は、小学校区を前提にしています。

一方、日常生活圏域は、複数の地区社会福祉協議会の地域を概ね中学校区ごとにまとめて設定しています。これは、小学校区では地域ごとの高齢者数に大きな差があること、また小学校区ごとに施設整備を考えると過大になることや、施設整備については地域の特性やニーズの的確な把握、各種団体等との連携や指導のしやすさ等を考慮すべきであることによるものです。なお、団塊の世代が後期高齢者となる2025年を見据えた日常生活圏域の区割りの見直しを行い、2024年度（令和6年度）からは従来の19圏域から、新たに1つの日常生活圏域を加えた20の圏域で運用していきます。（11ページ参照）

2 金沢市地域包括支援センター

地域包括支援センターは、日常生活圏域で地域包括ケア¹を有効に機能させるために、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の専門職種を配置し、多職種が力を合わせ、その専門知識や技術を互いに活かしながら、個別のサービスの調整も行う地域の中核機関として設置され、公平・中立の立場で介護支援を行います。また、要支援状態に相当する比較的介護の度合いが軽度な方に対する介護予防・日常生活支援総合事業その他の介護予防事業における介護予防ケアマネジメント²も行っています。

本市では、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員らで構成する職員4人体制とするほか、事務職員に加え、2024年度からケアプラン専従職員を配置するなど、地域包括支援センターの機能強化を図っています。

また、日常生活圏域ごとに配置した認知症地域支援推進員³とも連携しながら、認知症の方ができる限り住み慣れた環境で暮らし続けることができるよう、認知症の方やその家族を支援する相談業務等を行っています。さらに、今後、高齢者の生活支援・介護予防サービス体制を整備するため、全市域及び日常生活圏域に配置されている生活支援コーディネーター⁴と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実や高齢者の社会参加を推進していきます。そのほか、医療機関や関係団体等との連携強化、地域包括支援センターを中心とした地域ネットワークの充実、高齢者虐待や支援困難ケースへの相談体制のさらなる強化等にも取り組んでいきます。（図4）

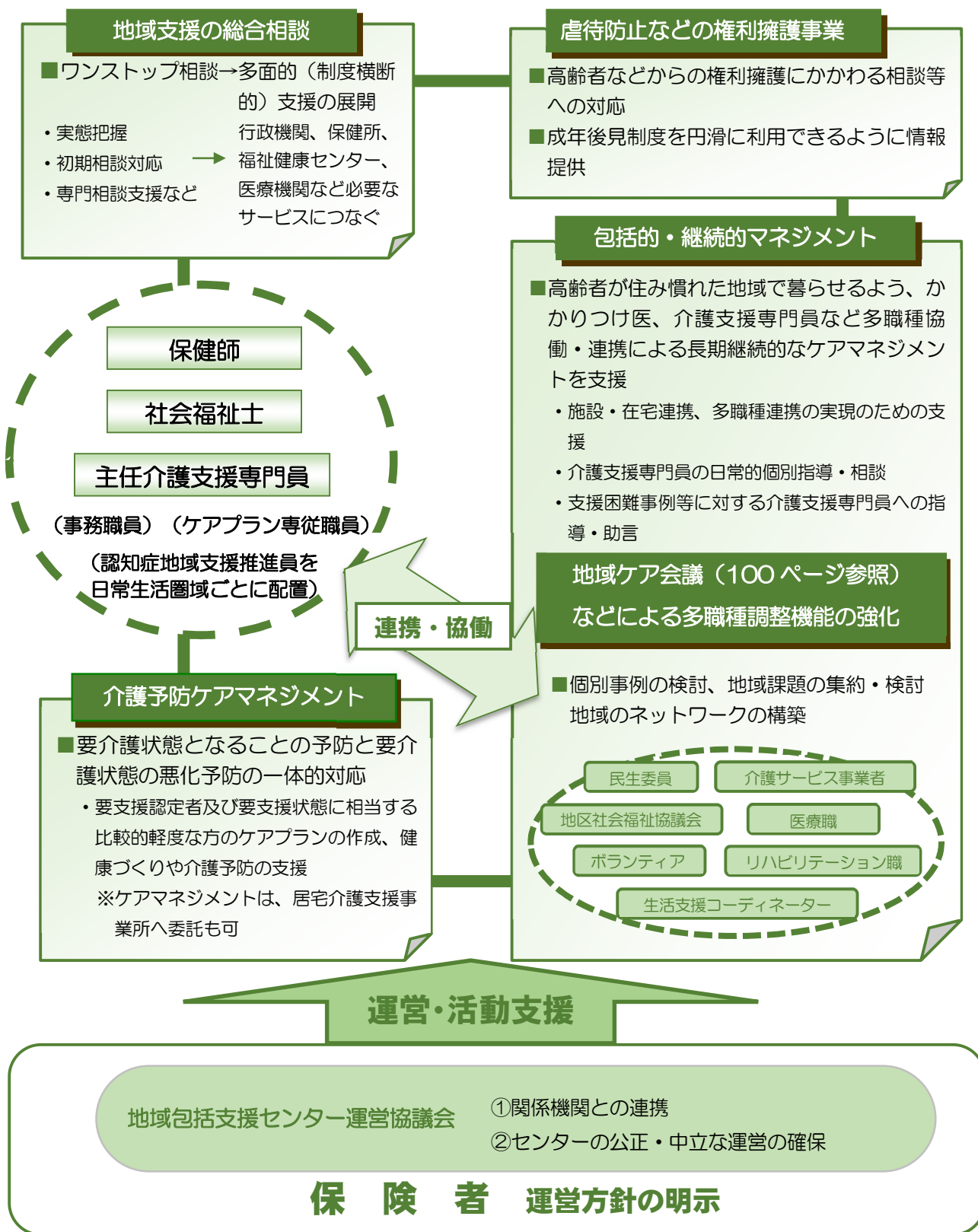
¹ 高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が切れ目なく提供されること。

² 対象者の自立支援の視点からニーズに合った適切なサービスが提供されるよう、課題分析、連絡調整、事後評価等の必要な援助を行うこと。

³ 認知症の方ができる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や、認知症の方やその家族を支援する相談業務等を行う。

⁴ 高齢者の生活支援・介護予防サービスの提供体制整備を推進していくことを目的とし、地域の人材や企業、NPO等の諸団体を把握し、関係者のネットワーク化や地域の支援ニーズとサービス提供主体とのマッチングなどのコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす者のこと。

■図4 金沢市地域包括支援センターの機能



3 日常生活圏域の区域と金沢市地域包括支援センター

圏域	日常生活圏域の区域 (社協・民協地区名)	金沢市地域包括 支援センター	担 当 福祉健康センター
①	森本	きしかわ	元町福祉健康 センター
②	小坂・千坂	ふくひさ	
③	浅野・森山・夕日寺	かすが	
④	長町・松ヶ枝・長土堀・芳斉・ 此花・瓢箪・馬場	おおてまち	
⑤	材木・味噌蔵	さくらまち	
⑥	犀川・湯涌・浅川	たがみ	
⑦	諸江・浅野川・川北	もろえ	駅西福祉健康 センター
⑧	鞍月・粟崎・大野・金石	くらつき	
⑨	大徳	えきにしほんまち	
⑩	長田・戸板・西	ひろおか	
⑪	米丸・新神田	まぎら	
⑫	二塚・安原	きたづか	泉野福祉健康 センター
⑬	新豎・菊川・小立野	とびうめ	
⑭	崎浦・内川	みつくちしんまち	
⑮	十一屋・泉野・長坂台	ながさか	
⑯	野町・中村・弥生	いずみの	
⑰	三馬・米泉	ありまつ	
⑱	富樫・伏見台	やましな	
⑲	額・扇台・四十万	ぬか	
⑳	押野・西南部・三和	かみあらや	

コラム 地域包括ケアシステム

高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを継続できるよう、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援等が提供される「地域包括ケアシステム」の構築が求められています。特に団塊の世代が75歳以上となる2025年を視野に入れ、本市の地域性を踏まえた地域包括ケアシステムを構築するため、「金沢市地域包括ケアシステム推進基本構想」を2014年（平成26年）に策定しました。

策定後は、国の制度改正や社会状況の変化等を反映させるべく、基本構想の見直しを図ったほか、地域包括ケアシステムの実現に向けて全庁横断的に取り組み、その進捗を定期的に評価・検証してきました。その結果、2022年度（令和4年度）末時点では、9割以上の事業がおおむね計画どおりに実施されています。

基本構想としての一定の役割が果たされた今、基本構想が満了する2025年を目途に、長寿安心プラン2024へ移行することといたしました。移行後は、高齢者のみならず多様な地域住民を含めた「地域共生社会⁵」の実現に向け、様々な計画との調和を図りながら、地域包括ケアシステム体制を維持していきます。

■図5 地域包括ケアシステムの概念図



出典：三菱UFJリサーチ&コンサルティング「＜地域包括ケア研究会＞地域包括ケアシステムと地域マネジメント」（地域包括ケアシステム構築に向けた制度及びサービスのあり方に関する研究事業）、平成27年度厚生労働省老人保健健康増進等事業、2016年

⁵ 高齢者介護、障害福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会のこと。